

安心してスポーツ活動をするための危機管理セミナー

安心してスポーツ活動をするための 危機管理セミナー

MS&AD インターリスク総研株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

リスクマネジメント第一部
リスクエンジニアリング第2グループ長

本間 基照

motomitsu.honma@ms-ad-hd.com

03-5296-8947

関西大学社会安全学部 非常勤講師
(公財)日本体育施設協会公共施設研究所 専門員
(公社)全国公立文化施設協会 コーディネーター

本日の内容

【第1部】 講義

スポーツ現場におけるリスクマネジメント、 ガバナンス、クライシスマネジメント(危機管理)

- 1 リスクマネジメントの基本
- 2 責任(損害賠償)の範囲
- 3 リスク顕在化時の対応
- 4 原因究明(リスク顕在化の要因)
- 5 クレーム対応
- 6 スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」
- 7 スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」における重要リスク

【第2部】 グループワーク・質疑応答

考えられるリスクや課題とその対応策

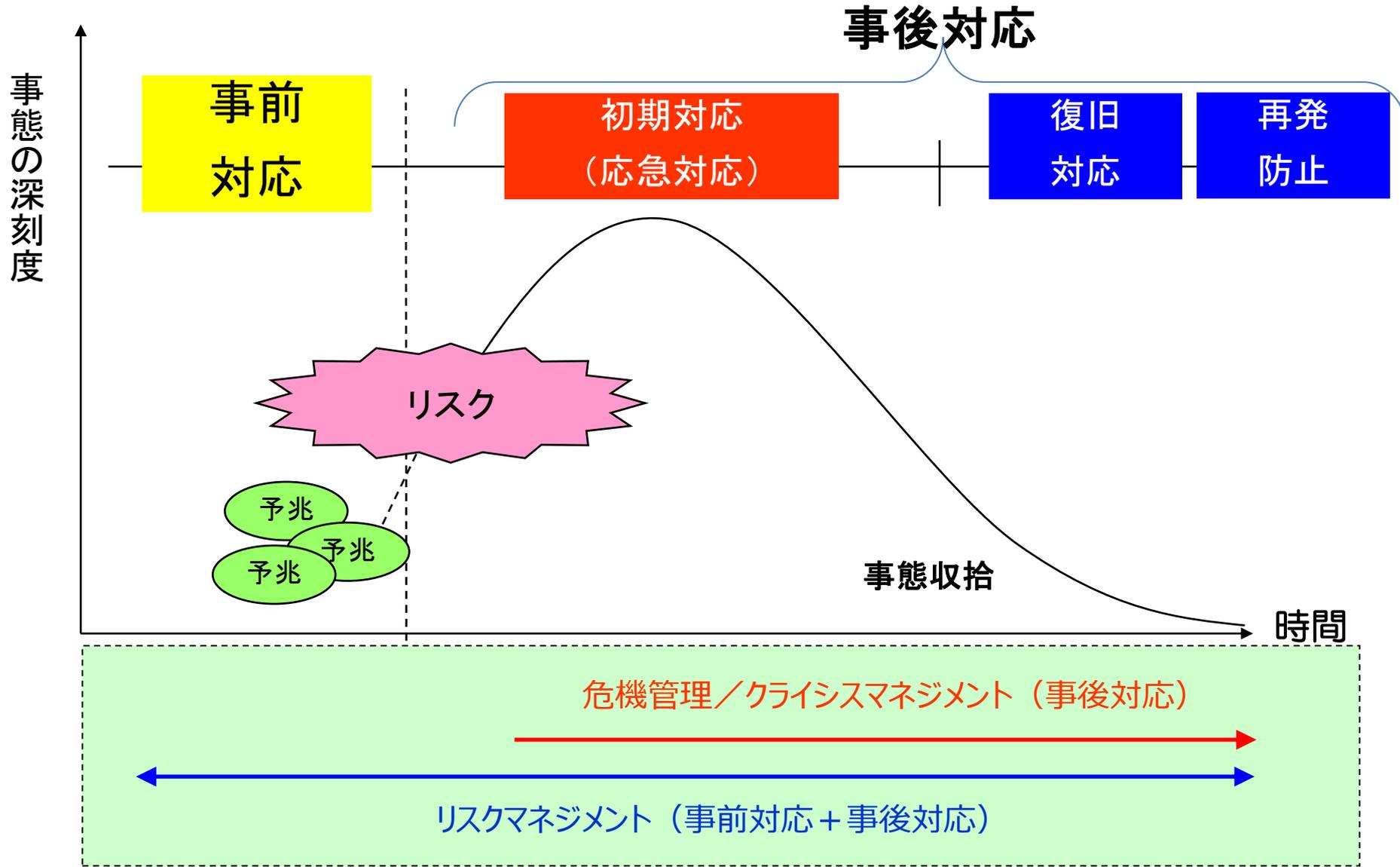
【第1部】 講義

**スポーツ現場におけるリスクマネジメント、
ガバナンス、クライシスマネジメント(危機管理)**



1 リスクマネジメントの基本

リスクマネジメントと危機管理



リスク一覧①

	リスク分類	リスクイベント
1	取引・法的問題	予定価格が漏洩すること
2	取引・法的問題	団体名を無断で使用され、商取引が行なわれること
3	取引・法的問題	無関係の業者が選手に連絡を取り、名簿を作成されること
4	取引・法的問題	著作権・肖像権を侵害(文献の無断複写、無断転用)すること
5	取引・法的問題	著作権・肖像権を侵害されること
6	社会・経済	観客の減少
7	社会・経済	金利の変動による資金の増減
8	社会・経済	為替の変動による資金の増減
9	社会・経済	財政の変動による団体の財務力低下
10	社会・経済	外部圧力団体による団体への批判
11	社会・経済	団体に対する誹謗・中傷・悪評の流布
12	社会・経済	スタッフ、選手の営利誘拐
13	社会・経済	地域への迷惑行為(騒音、照明等)
14	地震・津波	東海・東南海・南海地震
15	風水雪害	台風、豪雨、洪水、竜巻、土砂災害、大雪
16	異常気象	猛暑、長雨、冷夏、少雨(渇水)
17	噴火	三宅島、桜島溶岩流・火砕流、秋田駒ヶ岳噴火
18	自然現象	落雷

リスク一覧②

	リスク分類	リスクイベント
19	政治	戦争、革命、暴動による団体への影響
20	政治	テロによる団体運営への影響
21	政治	立法、法令改正による団体運営への影響
22	政治	税制変更による団体の資金計画への影響
23	政治	献金の強要
24	技術	ライフライン(電力、ガス、水道等)の機能停止、阻害
25	技術	通信等の機能停止、阻害

リスク一覧③

	リスク分類	リスクイベント
26	経営・内部統制	重要情報(犯罪、事件・事故等)の隠蔽(重要情報非開示)
27	経営・内部統制	書類の虚偽記載(意図する、意図せざる)
28	経営・内部統制	団体発行の案内等が事実と著しく異なること
29	経営・内部統制	他団体の保有する知的財産権を侵害すること
30	経営・内部統制	団体の保有する知的財産権を侵害されること
31	経営・内部統制	印章の不正使用で、不正経理が行なわれること
32	経営・内部統制	社員が詐欺、横領を行うこと
33	経営・内部統制	無許可で競技場を工事すること
34	経営・内部統制	選手の行動に対して、スポンサー等により損害賠償請求を受ける
35	経営・内部統制	外国人の手続きの不備(書類不備)、不法残留、失踪
36	経営・内部統制	入団基準の運用ミス
37	経営・内部統制	入団情報の誤発表、早期発表
38	経営・内部統制	入団合格者に対する規格外の不合格判定
39	経営・内部統制	入団しない選手の費用の返還
40	経営・内部統制	英文サイトの誤記載(スペルミス、句点ミス等)
41	経営・内部統制	公式サイトが特定のブラウザでしか閲覧対応していないこと
42	経営・内部統制	団体運営に対する満足度が低下すること
43	経営・内部統制	広報対応の失敗で当該者や社会から不評を買うこと

リスク一覧④

	リスク分類	リスクイベント
44	財務	交付金・補助金・寄付金が減少すること
45	財務	臨時出費により財政難が生じること
46	情報セキュリティ	HP内容の改竄
47	情報セキュリティ	サーバにアクセスができなくなる(サーバのダウン)
48	情報セキュリティ	サーバーへの不正侵入
49	情報セキュリティ	サーバにフィッシングサイトを設置される
50	情報セキュリティ	情報漏えい(機密情報、個人情報等)
51	情報セキュリティ	選手の専用ページに他者がアクセス可能となること
52	情報セキュリティ	PCがコンピュータウイルスに感染する
53	情報セキュリティ	データの消失
54	環境	騒音(練習、選手の騒じょう)
55	環境	不法投棄
56	環境	施設周辺に異臭が発生する

リスク一覧⑤

	リスク分類	リスクイベント
57	雇用	懲戒処分の適用に一貫性がないこと
58	雇用	社員・コーチ員の過不足
59	雇用	選出の意欲低下
60	雇用	ハラスメント(いじめ、体罰等)
61	雇用	社員、選手の高齢化
62	雇用	社員、選手、一般人での恋愛のもつれ
63	雇用	週刊誌等への社員、コーチ、選手に対するスキャンダル記事掲載
64	雇用	社員、コーチ、選手に対する新興宗教等からの執拗な勧誘
65	雇用	社員、コーチ、選手の事件(強盗、殺人、詐欺等)
66	雇用	社員、コーチ、選手の事故(交通事故等)
67	雇用	社員、コーチ、選手の行方不明
68	雇用	週刊誌等への社員、コーチ、選手に対するスキャンダル記事掲載
69	雇用	社員、コーチ、選手の飲酒運転
70	雇用	社員、コーチ、選手の不適切な内容のSNS投稿
71	雇用	社員、コーチ、選手の大麻等の所持
72	雇用	未成年者(選手)の飲酒、喫煙

リスク一覧⑥

	リスク分類	リスクイベント
73	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の自殺
74	労働安全衛生	社員、コーチ、選手のメンタルヘルス障害
75	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の人権侵害
76	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の雇用差別
77	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の施設起因のケガ(練習中、試合中)
78	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の既往症起因の発症(練習中、試合中)
79	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の食中毒
80	労働安全衛生	社員、コーチ、選手の感染症
81	施設・設備	施設内での不審物騒ぎ
82	施設・設備	施設内への不審者侵入
83	施設・設備	施設内での盗難事件(PC、現金等)
84	施設・設備	電氣的・機械的な事故(停電、エレベータ停止・閉じ込め)
85	施設・設備	施設内での漏水事故
86	施設・設備	施設利用者の事故
87	施設・設備	管理ミスによる受託物の毀損
88	施設・設備	第三者による施設への破壊行為

リスクマネジメントの基本

リスクの種類によって軽重をつけた対応を行うこと

	影響度 小	影響度 中	影響度 大
スポーツ 活動中の事故	軽微な ケガ	入院 通院	死亡 後遺障害
経済面の影響	軽微な 費用	半年分の運営 費に相当	純資産に相当

発生時
に対処

発生しないように
対処

リスクマネジメントの基本

リスクの予防回避の手段

リスクコントロール (対応策)

- ① 回避
(やらない)
- ② 予防
(起こりにくくする)
- ③ 損害の低減
(リスク発生時の影響を小さくする)
- ④ リスクの分離
(2つに分ける、バックアップ)

リスクファイナンス (資金手当て)

- ① 自己資金(自らの資産)
で対応＝保有
- ② 損害保険で対応する

ハード面

×

ソフト面

2 責任(損害賠償)の範囲

責任(損害賠償)の範囲

安全配慮義務

- ・予測できる危険を排除する
- ・注意義務を守らせる

法人(指定管理者)



責任(損害賠償)の範囲=管理下

職員



職員

故意・過失

注意義務

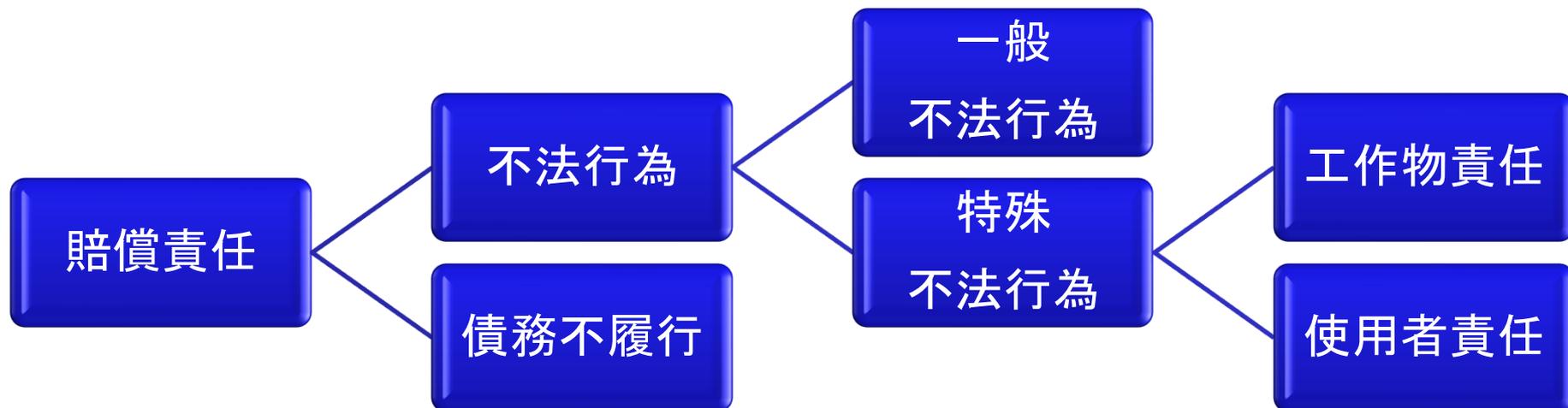
- ① 予見義務
- ② 回避義務

責任の種類

- ① 民事責任
- ② 刑事責任

責任(損害賠償)の範囲

損害賠償責任を負う可能性のあるリスクを検証する



不法行為

- ・一般不法行為(故意または過失により第三者に損害を与えた場合)
- ・特殊不法行為(明確な故意・過失が無い場合でも賠償責任が問われる)

債務不履行(契約の不履行)

責任(損害賠償)の範囲

故意または過失

施設の所有者や管理者の故意または過失により事故が起きた場合、民事責任や刑事責任が問われます。

故意	自分の行為が他人に損害をおよぼすことを知っていながら、これを行うこと
過失	<ul style="list-style-type: none">・損害の発生を予測する義務(予見義務)を果たさないこと・予測した損害の発生を回避する義務(回避義務)を怠ること

「管理者側がきちんと注意していれば、事故は起こらなかったはず」ということ

責任(損害賠償)の範囲

応急手当における法的責任

応急手当(人工呼吸、AEDによる除細動、止血等)を実施することは、たとえ結果が悪かったとしても、そこに悪意や重大な過失がなければ、手当ての施行者が刑事責任を問われたり、損害賠償責任を問われたりすることはない。

(刑法第37条の緊急避難または民法第698条の緊急事務管理に相当するため)



管理者・運営者側には施設利用者や参加者の生命身体を守る義務がある。生命の危険がある場合には可能な限りの応急手当を行うよう努めなければならない。

(民法第697条の管理者の管理義務および民法第700条の管理者の管理継続義務の条項に記述がある)

自らが行うことが可能な応急手当を管理者・運営者側が怠った場合には法的責任を問われることがある。

損害保険について

・クラブの活動に関係する損害保険には、下記の2つがある。

①賠償責任保険

指導者、クラブの法律上の損害賠償責任を補償

②傷害保険

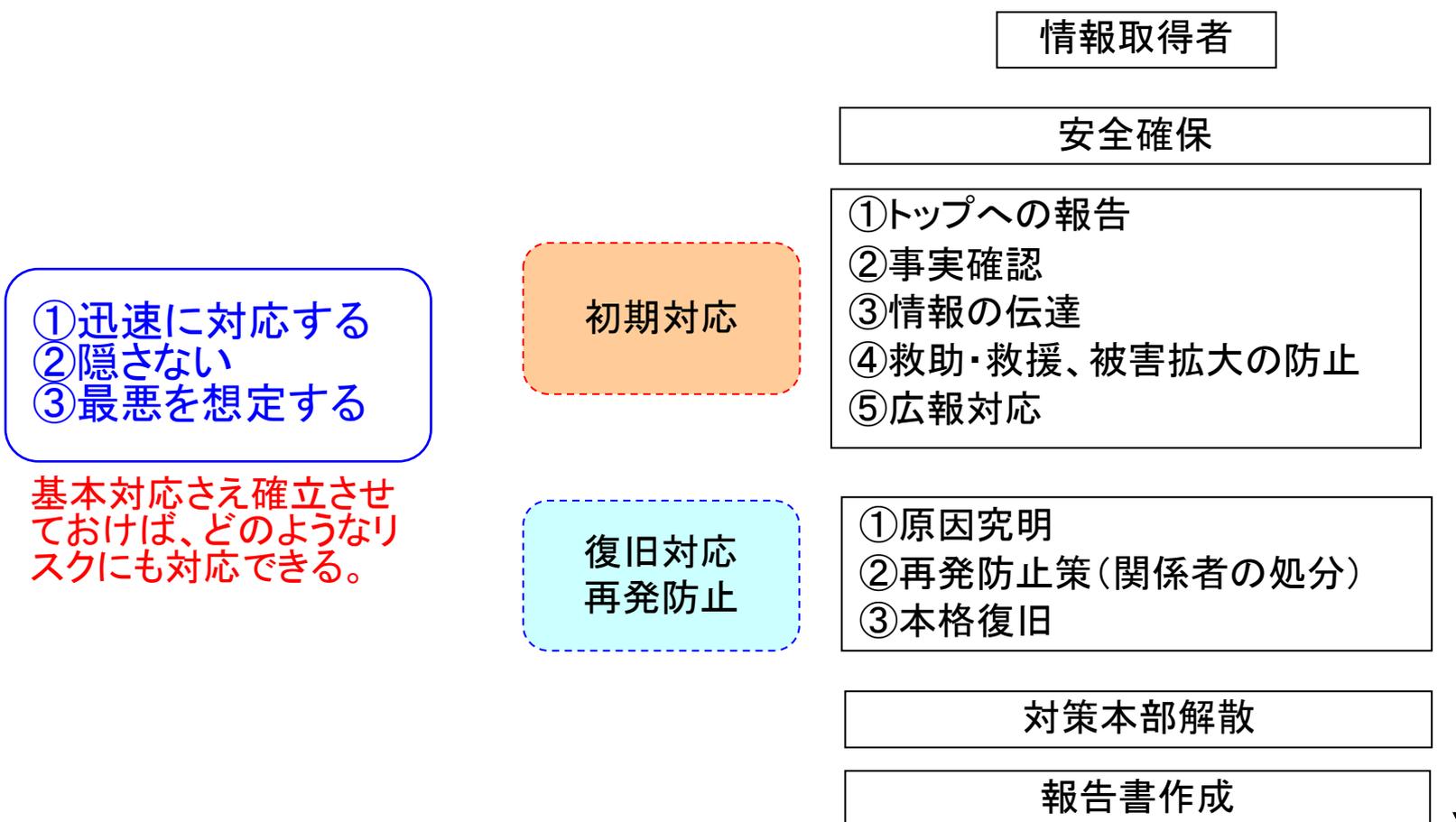
会員がクラブの活動中にケガをした場合を補償

・保険加入時には、必ず「保険金が支払われない場合の内容を理解する」、「保険金額、支払限度額、免責金額の設定を確認する」ことが重要。



3 リスク顕在化時の対応

リスク顕在化時の基本対応（組織としての対応）



リスク顕在化時の基本対応（組織としての対応）

（最悪を想定すること）

1. トップへの報告、対応組織の設置、職員招集
事象の重大性に応じて、上長に報告する
必要に応じて職員招集、本部設置する
2. 事実確認（情報源の確保）
情報の収集＝情報源を確保し、情報を取得する
※スピード、情報の真偽（正確性）を意識する
3. 情報の伝達（関係先に伝達）
取得した情報を必要な関係者に伝達する
※自治体、民間企業等と連携・調整する
4. 救助、救援、被害拡大の防止
被害者への支援、二次災害の防止（各種規制）を行う
5. 業務継続の対応
通常業務も忘れずに対応する
6. 広報対応
マスコミ、住民、組織内への広報を行う
※事実は隠さない

4 原因究明(リスク顕在化の要因)

原因究明(リスク顕在化の要因)

(1)ガバナンスにおける問題

- ①トップのリスク認識の欠如、②トップの専門性の欠如

(2)内部環境に関する問題

- ①法令順守等に係る組織風土、②マニュアルの不備等
- ③目標達成圧力に起因する違法行為、④職務権限の範囲が不明確
- ⑤特定職員への過度な依存

(3)リスクの認識、評価に関わる問題

- ①社会に与える影響の認識、考慮が不足(犯罪行為等)
- ②他事例の教訓に対する考慮が不足

(4)リスクへの対応に関する問題

- ①安全、倫理的行動を優先しない姿勢

(5)情報と伝達における問題

- ①リスク顕在化時の情報伝達経路の不備による被害拡大

(6)統制活動に関する問題

- ①マニュアル運用の形骸化(ダブルチェック行わず)
- ②管理者層による担当者層への統制の不備

参考文献: 経済産業省「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組について」、2005年

5 クレーム対応

クレーム対応

クレームのタイプ

業務に関連しない

①心の悩み型

本体のサービスとは殆ど関係ない

②思い込み型

誤解である

③悪意型

悪意によるクレームである

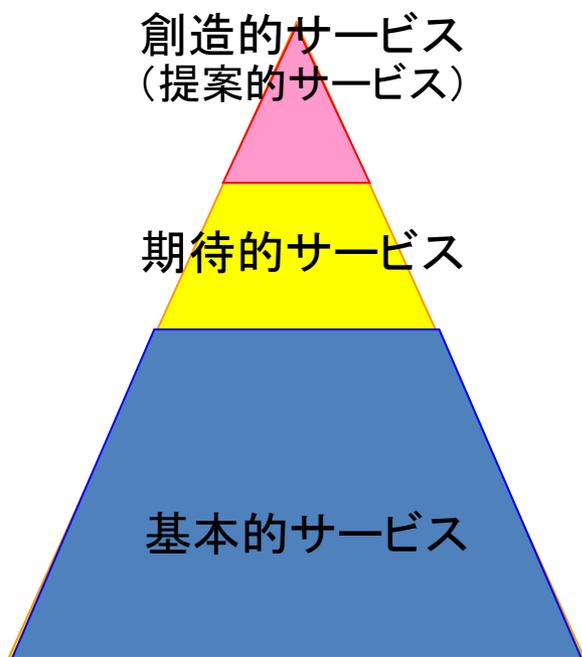
業務に関連する

①創造的サービス

②期待的サービス

③基本的サービス

クレームが生じるケース



良いと感じてくれると思って提供
→ 余計なことを...

期待
→ 期待に応えられない
(あの時は、こうしてくれた...)

本来業務
→ ミスをする
→ 公平に扱わない

クレーム対応

・どのように対応するのか

良いと感じてくれると思って提供
→ 余計なことを...

・先方の言い分を聞く
・サービスの提供を撤回する

期待
→ 期待に応えられない
(あの時は、こうしてくれた...)

・期待が妥当なら...対応
・期待が過度...丁寧に断る

業務
→ ミスをする
→ 公平に扱わない

・謝罪、改めて対応する

クレーム対応

I. クレーム対応の心がけ

- ① 相手の言い分を聞く
- ② 説明する(冷静に...)
- ③ 満足させる

II. 不当要求 ... 法令等に反する、自説を曲げない

- ・ 暴力行為、脅迫行為
- ・ 面会の強要
- ・ 誹謗中傷
- ・ 業務妨害

【対応の基本】

- ・ 組織(複数)で対応する
- ・ 出来ること、出来ない事を明確化させる
(必要に応じて代案を提示)

- ① 受け流す
- ② 場所・時間を変える
- ③ 他部署との連携、警察への通報

アンガーマネジメント＝怒りのコントロール

① 怒らないことではなく、怒りを感じてどうするかが重要である。

- ・ 感情を理解する
- ・ 怒りを理解する（思いどおりにならない、否定される、など）
- ・ 怒りに対処する

② 怒りのピークに対する主な対処方法

- ・ 怒りの感情のピークは長くても6秒
 - ⇒ 怒りを感じたら、深呼吸をする
 - ⇒ 怒りを感じたら、体を大きく動かす
 - ⇒ 怒りの感情が爆発しないように時間をのばす
 - ⇒ 怒りの感情を小出しにする。
 - ⇒ 信頼できる人に、怒っている時に合図をしてくれるように頼んでおく。

クレーム対応(リスクコミュニケーション)

① 実用的義務

危険に直面している人々に対して、
害を避けられるように情報をあたえられなければならない

② 道徳的義務

人々は選択を行うことができるように、情報に対して権利を持っている

③ 心理的義務

人々は必要な情報を求めている

④ 制度的義務

人々は行政機関がリスクを効果的かつ効率的に規制することを期待している

クレーム対応(リスクコミュニケーション)

●情報の送り手

- ① 繰り返す／継続的に行う
- ② メッセージは 分かりやすく平易な表現に
- ③ リスクが 不確実であるときはそのことを明らかにする
- ④ リスクに対して、どう行動すれば良いのか、その指針と根拠を示す
- ⑤ 情報の受け手との 信頼関係を築くよう努力し続ける

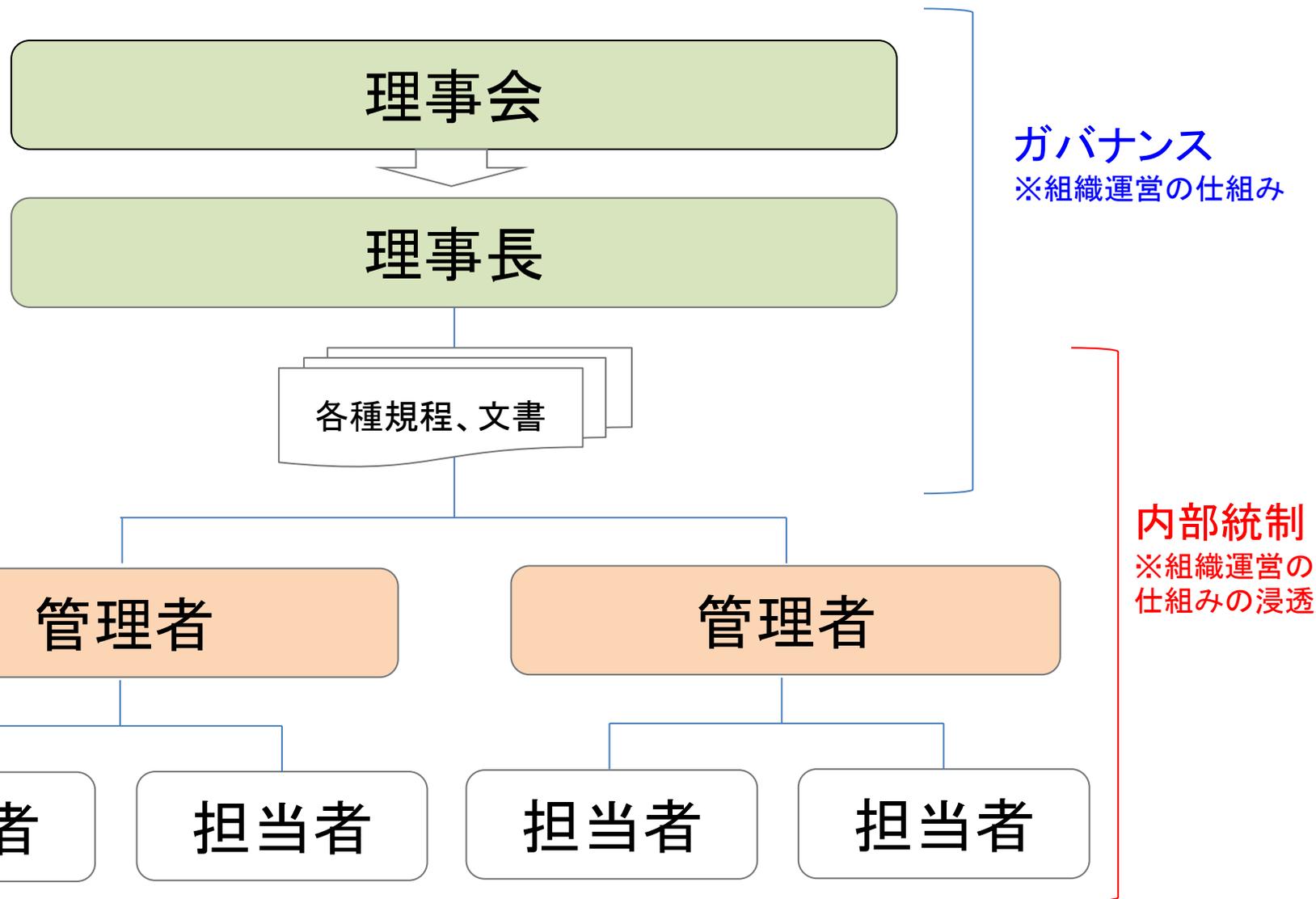
クレーム対応(リスクコミュニケーション)

●情報の受け手

- ① リスクと情報の送り手に対して関心を持つ
- ② 理解しようと自らも努力する
- ③ リスクや情報に対する意見があればそれを表明する
- ④ 出来ること、出来ないことがあることを理解する
- ⑤ 情報の送り手の誠意を信じる

6 スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

ガバナンスと内部統制



スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

- 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。
- 原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。
- 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。
- 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。
- 原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。
- 原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

(出所)スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード 〈一般スポーツ団体向け〉」R元年8月27日

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

- ・(法人格を有しない場合)団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、…、主要な事項を確定させること ⇒権利能力なき社団
- ・個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること
- ・重要な意思決定を行う役員等がその権限を適切に行使(理事会, 社員総会, 評議員会等)するとともに、その権限の行使について、適切な監督(監事, 会計監査人による監査等)が行われることが重要…

(出所)スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード <一般スポーツ団体向け>」R元年8月27日

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- ・ 役職員に対してコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下のような内容を取り扱うことが考えられる。
 - ①暴力行為，セクハラ，パワハラについて
 - ②当該スポーツ団体に適用される関係法令及びガバナンスコードについて
 - ③不適切な経理処理を始めとする不正行為の防止について
 - ④大会運営，強化活動等における選手等の安全確保の徹底について

(出所)スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード <一般スポーツ団体向け>」R元年8月27日

スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」

原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

- ・ **指導者、競技者等向け**のコンプライアンス教育を実施するに当たっては、例えば、以下の内容を取り扱うことが考えられる。
 - ①暴力行為、セクハラ、パワハラについて
 - ②人種、信条、性別、性的指向及び性自認、社会的身分等に基づく差別の禁止について
 - ③SNSの適切な利用を含む交友関係（反社会的勢力との交際問題を含む。）、社会常識について
 - ④不正行為の防止について（ドーピング、八百長行為等）
 - ⑤その他の違法行為について（20歳未満の飲酒・喫煙、違法賭博、交通違反・事故等）

（出所）スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」R元年8月27日

7 スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」における 重要リスク

①不正な会計処理

●総合型スポーツクラブの不適切経理(2011年、山形県)

- ・総合型スポーツクラブの設立準備委員会がカラ出張、指導者の謝礼で120万円の不正経理を行っていたことが発覚。
- ・決算報告を提出する際、担当者が助成金をすべて使ったとみせかけるため。私的流用はなかった。

●会計の元職員が会費を着服(2014年、長野県)

- ・地域スポーツクラブで、会計を担当していた元職員が会費約55万円を着服。
- ・元職員は会計や事務を担当し、通帳や印鑑も1人で管理していた。
- ・業者への支払い遅れが発生、理事らが領収書などを調べて発覚。

②スポハラ(スポーツ・ハラスメント)

スポハラ(スポーツ・ハラスメント)とは、
スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など「安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為」のこと

代表例は以下の行為

- パワー・ハラスメント
- セクシュアル・ハラスメント
- 暴力・暴行その他の身体的虐待(体罰を含む)
- 暴言その他の精神的虐待
- 性的虐待
- 無視・仲間外れ
- 不適切又は不合理な指導

下記の事例も要注意

- 他人に対する配慮の不足
- 人間としての尊厳に対する尊重の不足

(出所)日本スポーツ協会
「スポーツにおける暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為をなくすための
新たな活動(「NO! スポハラ」活動)に対する協力依頼について」R5.4.25

②スポハラ(スポーツ・ハラスメント)

指導者

- × 勝利至上主義
- × 行き過ぎた競争原理⇒合意の体罰と勘違い

- ・指導者と競技者との圧倒的な力の差
- ・(一緒にいる時間が長い⇒競技者の被害者意識が希薄になる)

競技者

- ・限られた時期に、限られた種目に集中
- ・特権意識
 - ⇒外されたくない
- ・一流になるためには、自分を追い詰める必要がある
- ・競技者間の上下関係
 - ⇒やむを得ない
- ・流動性が低い集団
 - ⇒問題を起こしたくない

③いじめ

●いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

(定義)第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

●いじめの定義(文部科学省)

(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義)

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

④選手等の安全確保

・施設・用具の管理(整備、配置)

・施設・用具の安全点検

<施設・用具の整備>

破損、危険な突起物の有無の確認

倒れる危険性のあるものの固定

緩み、腐食、水濡れの確認

<施設・用具の配置>

適切な活動人数の考慮

安全を確保した用具の準備

安全な動線の確保(安全な配置)

良好な環境の確保(照明、換気など)

④選手等の安全確保

・参加者の健康・身体能力の管理

- ・無理をさせない(健康管理に万全を期す)

睡眠不足

不安定な心理状態

心疾患の有無

- ・軽微な事故でも、家族・保護者に必ず連絡

特に頭のケガに注意(影響が後で出る可能性)

- ・試合、競技を安全に行うためのスキルは十分か

高度なテクニックを要する種目の活動中は特に注意

目を離さない

④選手等の安全確保

・気象状況

- ・雷鳴が聞こえたら活動を中止し、屋内へ避難
雷の音が止んでも20分は屋外に出ない
- ・熱中症の予防
夏季以外でも発症の可能性あり
- ・冬季活動時の十分な準備運動
筋肉、心肺に負担をかけない



【第2部】 グループワーク・質疑応答

考えられるリスクや課題とその対応策

事例①

- ・2023/7 高校のサッカー部員が担任に「前年1月に先輩にあだ名を付けたと疑われ、謝罪を強要された。全裸で土下座し、写真に撮られた」と相談。これを受けて学校は聞き取り調査を開始。
- ・2023/9、部員の保護者が県教委に相談。県教育委員会は「重大事態」と認定。高校は事実を県教委に報告していなかった。県教委は第三者委員会を設置し、詳しく調べる。
- ・2023/9末まで、校長とサッカー部の総監督は部員に直接謝罪。
- ・2023/10/4、学校のサッカー一部で前年、部員がいじめにあっていたことが報道。
- ・2023/10/6、サッカー部の保護者会、校長が記者会見を開催。サッカー部の活動は当面自粛、活動再開時期は未定、自粛中に部員200人に監督や顧問が面談を実施。匿名でスマホから不安や悩みを書き込めるツールを導入。保護者からは「学校がいじめを隠蔽したのではないか」「うみを出し切ってほしい」とのコメント。

課題の議論：

事例②

- ・2023/9/12、中学バスケットの部活の練習後に体育館の倉庫で2、3年生3人に首と手足をチェーンで縛られ、顔を複数回平手でたたかれた。顔や首などを負傷し、翌日から欠席。
- ・[2023/9/24、前記暴行が報道。](#)
- ・2023/9/25、学校が部員らに聞き取り調査を実施。校内で「いじめ対策委員会」を開催、事実関係や今後の対応を確認し、「重大事態」と認定。県に文書で報告。部活は現在、活動停止。校長「今後、校内にプロジェクトチームを設け、被害生徒の心のケアや同級生らへの聞き取り調査を行う。校長は「いじめに該当すると認識している。被害生徒の心のケアに最優先で取り組みたい。被害生徒から要請があれば、第三者による調査も検討する」

課題の議論：

事例③

- ・2023/10/6報道。2021年春、中学校の運動部のランニング中に、部員が同級生から足を踏まれたり、体育館の床で正座を強要されたりした。生徒の訴えを受けて、部活顧問が内部調査を実施、「(加害生徒は)そんなことをする子ではない」と結論づけた。訴えの信憑性を疑われた学生は心身の調子を崩し6月から同年33日間欠席、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断。「重大事態」だったが、学校や市教育委員会は約2年間、対応しなかった。
- ・教育委員会「33日間の年間欠席日数は病欠という認識だった。今後、対応に瑕疵がなかったか検証したい」

課題の議論:

事例④

- ・2023/7/19、高校のレスリング部で部員によるいじめがあったことが報道。同校は聞き取り調査などの結果、いじめがあったと認定。加害生徒に「特別指導」を実施。同部は全国大会に出場予定。特別指導」の内容などは明らかにしなかった。
- ・2023/7/21、大会出場を辞退。教頭「不祥事が報道されたことを真摯に受け止め、チームのあり方を見直し、再構築することにした。喫煙や、部員が別の部員の財布からキャッシュカードを抜き取ったこともあった。

課題の議論：

事例⑤

- ・2022/5、高校の陸上部の生徒が適応障害。部員たちから無視されたり、暴言を浴びせられたりしたため。
- ・2022/6、生徒の両親が県教育委員会に対して被害を相談したが、その後、連絡なし。
- ・2022/10、いじめが続いたため、生徒が一時入院。
- ・時期不明、被害者の両親「重大事態」として扱うよう、学校側に何度も要望したが受け入れられず。学校側も「いじめ対策委員会」で、いじめの事実を認定。
- ・2023/1/16、高校の陸上部で、他の部員からいじめを受けて精神疾患を患ったにもかかわらず、学校側が適切な対応を取らなかったとして、生徒が同部の部員ら4人と県を相手取り、慰謝料など計550万円の損害賠償を求め訴訟。県教委「訴状の内容を一つ一つ確認し、弁護士に相談している。丁寧に対応していきたい。県立高に通う生徒が訴訟を起こすまでに至ってしまった現状を、重く受け止めている」

課題の議論：

事例⑥

- ・2022/6/3、県立高校でSNSのやりとりからトラブルに発展。1人が心身に重大な被害を受けた。30日以上欠席したため、「重大事態」と認定。
- ・学校で実施したアンケートで双方から「嫌な思いをした」との申し出で発覚。県教委は双方の行為にいじめがあったと判断。
- ・大学教授や弁護士ら8人が委員を務めるいじめ問題対策委員会を開催、県教委「調査を進めて事実関係の確認に努める」とした。

課題の議論：

メモ

自らが経験した、もしくは聞いたことのある、いじめの事例を共有してください。

メモ 質疑応答

(参考文献)

本間基照他著「大震災後に考えるリスク管理とディスクロージャー」、同文館出版、2013

本間基照著「学校・大学リスクマネジメントの実践-地震対策・事故防止・情報管理-」、同文館出版、2016

平成28年度「劇場・音楽堂等トラブル対応ハンドブック2017」、公立文化施設協会、本間・編集委員、2017

https://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h28/h28_trouble.pdf

平成29年度「地震だ!! どうする!? 劇場・音楽堂等 震災対応ハンドブック」、公立文化施設協会、本間・編集委員、2018

https://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/h29/h29_shinsai.pdf

令和2年度「劇場・音楽堂等感染症基本対応チェックブック」、公立文化施設協会、本間・監修、2020

https://www.zenkoubun.jp/publication/pdf/afca/r02/r02_checkbook.pdf

本間基照著、「スポーツリスクマネジメントの実践-スポーツ事故の防止と法的責任-」、日本スポーツ協会、2022

<https://www.japan-sports.or.jp/publish/tabid514.html>





INSURANCE GROUP

照会先

MS&ADインターリスク総研株式会社
101-0063
東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス
リスクマネジメント第一部
リスクエンジニアリング第2グループ
TEL: 03-5296-8947